

# インフルエンザ発症（受診）証明書

校長・園長 様

学年： 年 組

氏名： 生年月日： 年 月 日

## 【医師記入】

病名：インフルエンザ（A型・B型・疑い）

(1) インフルエンザ発症日（発熱日） 年 月 日

(2) 発症（発熱）翌日から5日を経過する日 年 月 日

以降で、かつ、解熱後2日目（乳幼児は3日目）を経過した翌日が出席可能日です。

年 月 日

医療機関住所：

医療機関名：

電話番号：

医師署名：

## 【保護者記入】

学校保健安全法ではインフルエンザによる出席停止期間の基準は「発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日（乳幼児にあっては3日）を経過するまで」とされています。

発症（発熱）当日が0日目となります。以下の（3）（4）の項目については、保護者が裏面を参考にして正しく記入して学校、園に提出してください。

(3) 解熱した日： 年 月 日

※ただし、発熱が長引いたり、咳などがひどくなる様なら再度診察を受けてください。

(4) 登校（登園）日： 年 月 日

保護者氏名：

印

# 子どもの出席停止期間の考え方

インフルエンザにかかったときは、学校保健安全法施行規則によって

**「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」**学校や幼稚園を休むことが定められています。

ここでいう「発症」とは、発熱の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日とします。数え年と同じ考え方です。

どんなに早く熱が下がってたとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38度以上の発熱等）が始まった日です。受診していない場合や、インフルエンザ発症（受診）証明書が提出されない場合は、出席停止扱いになりません。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウィルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されます。

## インフルエンザ出席停止期間早見表

小学生以上の場合＝発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過

日にちを記入→	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発熱後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				登校可	
発熱後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			登校可	
発熱後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校可	
発熱後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可	
発熱後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可

幼児以下の場合＝発症後5日を経過、かつ、解熱後3日を経過  
(小学生以上に比べて、長くウィルスを排泄するため)

日にちを記入→	発症日	発症後								
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発熱後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目				登園可	
発熱後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目			登園可	
発熱後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目		登園可	
発熱後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可	
発熱後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可